

平成28年
3月25日公布
7月1日施行

～守ろう！しまねの未来を担う青少年～

「島根県青少年の健全な育成に関する条例」が変わりました

主な改正の概要

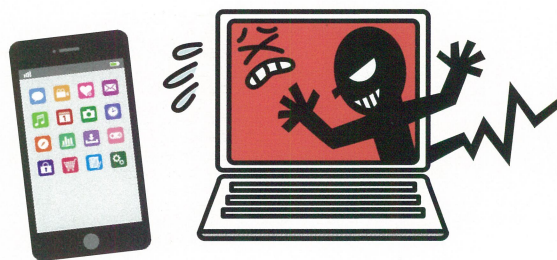
保護者・地域住民・ 青少年の役割

- ・保護者は、我が子を良好な環境の中で監督と教育に努める
- ・地域住民は、お互いに協力して青少年の健全育成に努める
- ・青少年は、社会の一員であることを自覚して、責任を持った生活をする



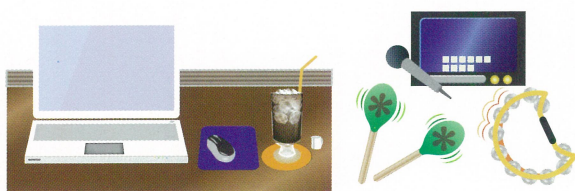
インターネット 利用環境の整備

- ・携帯電話販売店等では、契約時に、利用者の年齢確認、フィルタリング利用の説明を義務づけ
- ・フィルタリングをしないで青少年に携帯電話等を利用させる場合には、保護者の理由書の提出が必要



青少年が深夜外出で犯罪等 に巻き込まれないために

- ・映画館、カラオケボックス、インターネットカフェ等では、深夜（午後11時から午前4時の間）に青少年を入場させた場合は30万円以下の罰金
- ・地域の大人は、深夜外出している青少年を見かけたら帰宅を促すこと



青少年の着用済み下着の 買い受け等の禁止

- ・青少年から着用済み下着を買ったり、売るように勧めたりした場合は30万円以下の罰金



有害図書の見直し

- ・有害図書に「自殺や犯罪をおおるような内容のもの」を追加



お問い合わせ先

島根県青少年家庭課

TEL (0852) 22-6524

FAX (0852) 22-6045

Eメール seisyou@pref.shimane.lg.jp